

## 成年後見制度報酬助成事業実施要領

平成31年3月25日付け

目社協第1898号決定

(目的)

第1条 この要領は、社会福祉法人目黒区社会福祉協議会権利擁護センター「めぐろ」運営要綱第6条第3号に基づき、成年後見制度の利用に当たり必要となる費用を負担することが困難である者に対する助成について必要な事項を定め、もって成年後見制度の利用の促進を図ることを目的とする。

(対象者)

第2条 助成の対象者は、目黒区内に住所を有し、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1) 生活保護法(昭和25年民法第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は成年後見人、保佐人又は補助人(以下「成年後見人等」という。)の報酬を負担することにより同法第2条に規定する保護を必要とする状態となる者

(2) その他会長が必要と認める者

2 前項各号に該当する者が、目黒区外に転出した場合であっても、介護保険法による住所地特例又は知的障害者福祉法による施設への措置入所である場合等は助成の対象者とする。

(対象費用)

第3条 助成の対象費用は、成年後見人等の報酬に要する費用の全部又は一部とする。

(助成金額)

第4条 助成金の額は、家事事件手続法(平成23年法律第52号)別表第1の13の項、31の項及び50の項の規定により家庭裁判所が決定する成年後見人等に対する報酬額を、対象期間月数で除した月割額に対して、次の額を月額上限として原則12月分まで助成する。

(1) 在宅生活者 月額 28,000円

(2) 施設入所者 月額 18,000円

2 前項の規定による助成金額の交付額の総額は、予算に定める額を上限とする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、成年後見人等の報酬助成申請書(別記第1号様式)に、次の書類を添付して申請しなければならない。

(1) 家庭裁判所が発行する成年後見人等に対する報酬付与の審判書謄本の写し

(2) 後見開始の審判の対象者の属する世帯の所得の状況を明らかにする書類及び財産目録

(3) その他会長が必要と認めるもの

2 前項の規定による申請は、成年後見人等が代理して行うことができる。

3 報酬助成に係る申請書等は、成年後見人等が報酬付与の審判決定の送達を受けた日の翌日から起算して60日以内に会長へ提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 会長は前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成の可否を決定し、成年後見人等の報酬助成決定通知書（別記第2号様式）又は成年後見人等の報酬助成金不交付通知書（別記第3号様式）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(助成金の請求等)

第7条 前条の規定により助成金の交付決定を受けた者（以下「受給者」という）の成年後見人等は、毎年3月末日までに成年後見人等の報酬助成金請求書（別記第4号様式）によりその年度分の助成金の交付を請求するものとする。

(受給者の報告義務)

第8条 受給者又は受給者の成年後見人等は、毎年度、受給者の所得の状況等を報告するとともに、受給者が次のいずれかに該当するときは成年後見人等の報酬助成変更届（別記第5号様式）により速やかにその旨を会長に届け出なければならない。

(1) 第2条に定める要件を欠くに至った場合

(2) 住所又は氏名を変更した場合

(3) 世帯の状況等に変更があった場合

(4) 事理を弁識する能力が回復した場合

(5) 死亡した場合

(6) 成年後見人等が変更になった場合

(助成の中止)

第9条 会長は、受給者の成年後見人等が、辞任、解任、欠格事由の発生、死亡等の事由によりその任務が終了したときは、助成を一時中止する。

(助成を受ける資格の消滅)

第10条 会長は、受給者に次に掲げる事由が発生したときは、助成を取り消し、成年後見人等の報酬助成資格消滅通知書（別記第6号様式）により受給者又は受給者の成年後見人等へ通知するものとする。

(1) 第2条に定める要件を欠くに至った場合

(2) 事理を弁識する能力が回復した場合

(3) 死亡した場合

2 前項の規定により助成を取り消した場合における当該資格が消滅した日の属する年度の助成金の額は、当該資格が消滅した日の属する月までを対象とし、当該資格が消滅した日の属する月については日割をもって計算した額と

する。

(助成金の返還)

第 11 条 会長は、偽りその他不正の行為により助成を受けた者があるときは、当該助成を受けた額を返還させるものとする。

2 会長は当該受給者が第 2 条に定める要件を欠いていたことが判明したときは、当該受給者又はその相続人に対し、当該助成を受けた額の全額又は一部の返還を請求することができる。

(譲渡又は担保の禁止)

第 12 条 助成を受ける権利は、これを譲渡し、又は担保に供してはならない。

(その他)

第 13 条 この要領に定めるもののほか、助成について必要な事項は別途定める。

付 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。